

&lt;事業者の皆様へ&gt;



業務委託・指定管理

## 60歳以上の方も多摩市公契約条例の 適用対象にすることを検討しています！

現在、委託・指定管理については60歳以上の労働者は多摩市公契約条例の適用対象外としています。その理由は、「60歳以上の労働者に対して労務報酬下限額を適用すると、事業者は作業能率や作業効率を優先して雇用し、60歳以上の労働者の雇用機会が減少するおそれがあるのではないか。」との危惧があったことによるものです。

しかし、昨今の社会情勢を鑑み、60歳以上の労働者についても本条例の対象にすることを多摩市公契約審議会で審議しています。

このことにより、多摩市公契約条例適用案件の全労働者が適用対象となります。具体的な内容や開始時期等、決まり次第お知らせいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ

多摩市役所 総務部 総務契約課

電話 042-338-6808